PR動画作成について

・動画の作成は、企業の魅力を全国の皆さんに知っていただくことを目的としています。
・動画は1～2分程度に編集します。
・動画はハローワーク豊田のホームページ上で公開するほか、ハローワークの所内や、面接会等のイベント会場で放映するなどの方法で使用します。
・ハローワーク豊田のホームページは自治体や企業団体等のホームページとリンクしています。
・動画の内容は事前に打ち合わせを行い決定します。打ち合わせ時には、事業所の自慢やアピールしたいことなどをお尋ねします。
・撮影時（またはそれ以前）に出演される方より肖像権使用同意書をいただきます。
・動画の編集が終了した時点で内容を確認いただきます。
・何らかの理由により公開を取りやめたい場合はお申し出ください。速やかに公開を停止します。

PR動画作成申込書

下記の事項に同意のうえ、企業PRのための動画作成を申込みます。

□施設・従業員を撮影すること（出演者の肖像権使用同意が必要）。
□動画の著作権はハローワーク豊田が有すること。
□法令や公共の秩序の反する内容及び、虚偽又は著しく事実と異なる内容でないこと。
□動画の公開に関連して生じたトラブルや損害について、ハローワーク豊田は何ら責任を負うものではないこと。
□ハローワーク豊田が不適切と判断した場合等、動画の作成や公開をお断りする場合があること。

事業所名	
住所	
電話番号	
担当部署	
担当者	
打ち合わせ希望日	
撮影希望日	

【担当】 ハローワーク豊田　企業支援部門
TEL　0565-31-1400（部門コード31＃）

ハローワーク記入欄

受付日	
打ち合わせ日	
撮影日	
編集完了日	
利用開始日	

（本申込書の写しを事業所に手交すること）